市民税・県民税の申告
書き方ガイド

令和８年
１月発行



収入がなくても、このような方は申告を！

国民健康保険（国保）に加入している / 後期高齢者医療制度を利用している /
介護保険に加入・利用している / 児童扶養手当を受けている /
障害に関する行政サービスを受けている /
在留カードの更新など、「所得・課税（非課税）証明書」が必要になる など

check 01 申告書の基本の書き方

必須項目のご記入、必要書類の添付で、
書類を参考に職員が申告書を補完します！



1 必須項目

○ 申告対象の方の情報
…氏名、生年月日、住所、電話番号
○ 該当する項目のうち、次の情報
…配偶者 / 扶養に関する情報
寡婦 / ひとり親に関する情報
障害者控除に関する情報

2 収入 / 所得の項目

計算方法などは 6、7 ページ

3 控除の項目

計算方法などは 6、7 ページ

4 その他

給与・公的年金等以外に収入がある方
→表面　5　納税方法
寄附をした方
→裏面 14　寄附金に関する事項
をご記入ください。

check 02 申告する収入がない方

前年中の収入がない方、非課税の収入（遺族年金、障害年金、傷病手当金や雇用保険など）のみの方

1 必須項目　**2 収入 / 所得の項目**

「2 所得金額」の合計⑫の欄に、
0 と記入します。

check 03 申告する収入 / 所得がある方

1 必須項目　**2 収入 / 所得の項目**　**3 控除の項目**　**4 その他**

次のページから、収入 / 所得、控除の計算方法などをご案内しています。該当する項目をご記入ください。



申告しないと国民健康保険税・後期高齢者医療保険料、介護保険料が高くなる??

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、加入者それぞれの前年中の所得に基づき算出されます。申告をすることで、保険税や保険料の負担が軽減されたり、ご自身の所得に応じた負担割合の行政サービスを受けたりすることができます。
例えば、国保の医療費の自己負担額では、前年中の所得についての申告がない場合、「所得 901 万円超」とみなされます。

check 04 収入 / 所得の記入のしかた、計算方法

事業所得（営業、農業など）/ 不動産所得

計算方法	収入金額	−	経費	＝	所得金額
記入欄	ア / イ / ウ				①/②/③

※ 別途「収支内訳書」の原本を添付してください。

給与所得

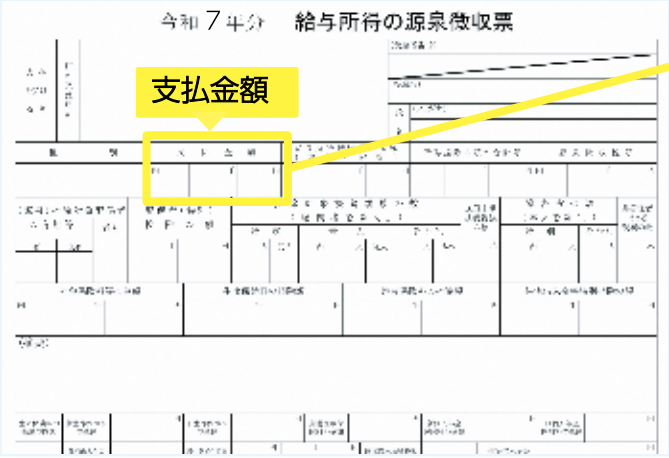

「令和 7 年分源泉徴収票」「給与明細」の**支払金額**を「**カ**」に記入してください。

※「源泉徴収票」「給与明細」がない方は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」欄に、給与支払額 / 給与支払者を記入してください。

雑所得（年金など）

・**公的年金等**　国民年金、厚生年金、企業年金、一定の外国年金等の所得

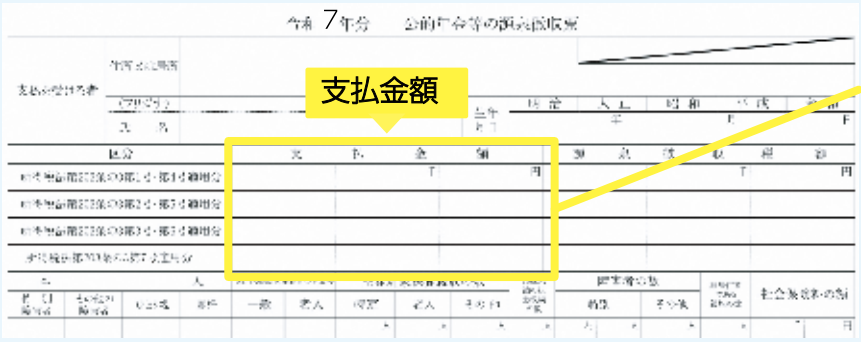

「令和 7 年分公的年金等の源泉徴収票」の**支払金額の合計額**を「**キ**」に記入してください。

・**業務**　原稿料、講演料、シェアリングエコノミー、シルバー人材センターの配分金等の副収入による所得

計算方法	収入金額	−	経費	＝	所得金額
記入欄	ク				⑧

・**その他**　生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金等による所得（公的年金等、業務以外のもの）

計算方法	収入金額	−	経費	＝	所得金額
記入欄	ケ				⑨

電子でラクラク申告♪

令和8年度申告分（令和7年分）から、従来の申告方式に加え、スマートフォンやパソコンからマイナンバーカードを利用して電子でも申告ができるようになります。
右記コードからご確認ください。
また、これまで同様、「市民税・県民税申告書作成システム」を使って、税額をシミュレーションしたり、申告書を作成したりすることもできます。



check 05 控除の記入のしかた

No.	控除の種類	内容と書き方　※ 添付書類は８ページ「チェックリスト」をご確認ください。
⑬	社会保険料控除	健康保険、国民年金、介護保険など、あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族（以下「あなたの配偶者 / 親族」とする）のためにあなたが支払った社会保険料を記入してください。 ※ あなたの配偶者 / 親族の年金から引かれているものは、あなたの控除とはなりません。
⑭	小規模企業共済等掛金控除	あなたに小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金等の支払いがあった場合には、支払額を記入してください。 ※ あなたの配偶者 / 親族の掛金は、あなたの控除の対象にはなりません。 ※「県民共済」は「生命保険料控除」に該当します。
⑮	生命保険料控除	あなたに新 / 旧生命保険料、新 / 旧個人年金保険料、介護医療保険料の支払いがあった場合には、支払額（剰余金や割戻金を引いた額）を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑮ 生命保険料控除」の当てはまる欄にそれぞれ記入してください。
⑯	地震保険料控除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く）を、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の ⑯の該当する欄に記入してください。
⑰・⑱	寡婦 / ひとり親控除	次に当てはまる方は、控除が受けられます。該当箇所にチェックしてください。いずれも、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は対象外です。 ○ 寡婦控除対象の方 ひとり親控除の要件を満たさない方で、次のア・イのいずれかに該当する方 ア　夫と離婚した後 婚姻していない方で、扶養親族を有し、昨年分の合計所得金額が 500 万円以下 イ　夫と死別した後 婚姻していないか、夫が生死不明等の方で、昨年分の合計所得金額が 500 万円以下 ○ ひとり親控除対象の方 12 月 31 日時点で婚姻していない方または配偶者が生死不明等の方で、次のア・イのいずれにも該当する方 ア　昨年分の総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子 (※) を有すること イ　昨年分の合計所得金額が 500 万円以下であること ※ 他の方の同一生計配偶者又は扶養親族となっていない方
⑲	勤労学生控除	あなたが学校教育法に規定する学校の学生 / 生徒等であり、勤労による給与所得等を有し、合計所得金額が 85 万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の金額が 10 万円以下である場合は、勤労学生控除が受けられます。
⑳	障害者控除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者であるときは、氏名、障害の程度を記入してください。控除額は障害の程度によって異なります。 ○ 区分

	身体障害	精神障害	知的障害
一般の障害者	3・4・5・6 級	2・3 級	B・C
特別障害者	1・2 級	1 級、寝たきり	Ⓐ・A

No.	控除の種類	内容と書き方　※ 添付書類は 8 ページ「チェックリスト」をご確認ください。
㉑・㉒	配偶者控除 / 配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 58 万円以下のときは「配偶者控除」が、58 万円を超え 133 万円以下の場合は配偶者の合計所得金額に応じて「配偶者特別控除」が受けられます。 配偶者の氏名、生年月日、マイナンバー、配偶者の合計所得金額を記入してください。
㉓	扶養控除 ※16 歳未満の扶養親族も含む	あなたと生計を一にする扶養親族の合計所得金額が 58 万円以下の場合は、扶養親族の氏名、生年月日、マイナンバー、同居 / 別居の別、続柄を記入してください。 ○ 区分
㉔	令和 8 年度新設 特定親族特別控除	あなたと生計を一にする親族で、次のア～ウいずれにも該当する方がいる場合、「特定親族特別控除」が受けられます。 ア　19～22 歳の親族（上の表で「特定扶養親族」に該当する年齢の方）で、配偶者 / 青色・白色事業専従者ではない イ　その年の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下 ウ　特定親族自身が特定親族特別控除を適用していない 下図のとおり、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」㉓～㉔扶養控除・特定親族特別控除」の欄に、特定親族の氏名、生年月日、マイナンバー、控除額を記入してください。また、「特親」欄に○を記入してください。  ※ 控除額は 7 ページ「特定親族特別控除額」表をご確認ください。 ※ 互いに特定親族特別控除を適用することはできません。
㉗	雑損控除	あなたや、総所得金額等が 58 万円以下のあなたの配偶者 / 親族が、災害や盗難、横領によって、住宅や家財等に損害を受けたときや災害関連支出があるときは記入してください。
㉘	医療費控除	あなたまたはあなたの配偶者 / 親族のために一定の金額以上の医療費をあなたが支払った場合は、医療費控除の対象となります。「医療費控除の明細書」を作成し、「支払った医療費等」「保険金などで補てんされる金額」「医療費実質負担額」に転記してください。
裏面 14	寄附金に関する事項	支出した寄附金の種類に応じて、それぞれ寄附した金額を該当する欄に記入してください。
㉑/㉒、㉓注意事項		次の①～③の方を同一生計配偶者 / 扶養親族と申告していた場合、配偶者（特別）控除 / 扶養控除の対象外となる場合があります。 ①他の納税義務者の扶養親族とされている方、②合計所得金額が 58 万円を超える方、③事業専従者の方

○ 区分

扶養の区分	年齢等要件 ※令和 8 年度の要件です
一般の扶養控除	H19.1.2～H22.1.1、S31.1.2～H15.1.1 生まれの方
特定扶養親族	H15.1.2～H19.1.1 生まれの方
老人扶養親族	S31.1.1 以前生まれの方
同居老親等扶養親族	S31.1.1 以前生まれで、 同居する自分または配偶者の直系尊属 ※ おじやおば、兄弟姉妹などは不可
年少扶養親族	H22.1.2 以降に生まれた方

各控除額等の計算式、一覧表は次ページでご確認ください。

check 06 各種計算式

※ 控除額は所得税と異なる場合もあります。

給与収入の所得計算

計算で求めた所得は、「2 所得金額 ⑥」に記入。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
以上	未満		
	651,000 円	0 円	
651,000 円	1,900,000 円	収入金額― 650,000 円	
1,900,000 円	3,600,000 円	A：収入金額を 4 で割り、1,000 円未満の端数を切り捨てた金額	A×2.8 ― 80,000 円
3,600,000 円	6,600,000 円		A×3.2 ― 440,000 円
6,600,000 円	8,500,000 円	収入金額 ×0.9 ― 1,100,000 円	
8,500,000 円		収入金額― 1,950,000 円	

公的年金等に係る雑所得の所得計算

計算で求めた所得は、「2 所得金額 ⑦」に記入。

65 歳未満（昭和 36 年 1 月 2 日以後生まれ）	
公的年金等の収入金額：A	所得金額
60 万円以下	0 円
60 万円超130 万円未満	A ― 60 万円
130 万円以上410 万円未満	A×0.75-27.5 万円
410 万円以上770 万円未満	A×0.85-68.5 万円
770 万円以上1,000 万円未満	A×0.95-145.5 万円
1,000 万円以上	A ― 195.5 万円

65 歳以上（昭和 36 年 1 月 1 日以前生まれ）	
公的年金等の収入金額：A	所得金額
110 万円以下	0 円
110 万円超 330 万円未満	A ― 110 万円
330 万円以上410 万円未満	A×0.75-27.5 万円
410 万円以上770 万円未満	A×0.85-68.5 万円
770 万円以上1,000 万円未満	A×0.95-145.5 万円
1,000 万円以上	A ― 195.5 万円

生命保険料控除額の計算式

計算で求めた額は、「4 所得から差し引かれる金額 ⑮」に記入。

新契約（平成 24 年 1 月 1 日以降契約）

支払額：A	控除額（単位：円）
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	A÷2＋6,000
32,000 円超 56,000 円以下	A÷4＋14,000
56,000 円超	28,000

旧契約（平成 23 年 12 月 31 日までの契約）

支払額：A	控除額（単位：円）
15,000 円以下	全額
15,000 円超 40,000 円以下	A÷2＋7,500
40,000 円超 70,000 円以下	A÷4＋17,500
70,000 円超	35,000

○ 新契約
- a 新一般の生命保険料
- b 介護医療保険料
- c 新個人年金保険料

○ 旧契約
- d 旧一般の生命保険料
- e 旧個人年金保険料

※ 一般の生命保険料（a、d）個人年金保険料（c、e）について、新旧両方が適用された場合、両方の控除額の合計が「生命保険料控除」の控除額となります。
(限度額：28,000 円)

※「生命保険料控除額」は、一般の生命保険料（a、d）個人年金保険料（c、e）介護医療保険料（b）について、それぞれの算式により計算した控除額の合計額になります。
(限度額：70,000 円)

地震保険料控除額の計算式

計算で求めた額は、「4 所得から差し引かれる金額 ⑯」に記入。

（1）地震保険料だけの場合

支払額：A	控除額（単位：円）
50,000 円以下	A÷2
50,000 円超	25,000

（2）旧長期損害保険料だけの場合

支払額：A	控除額（単位：円）
5,000 円以下	全額
5,000 円超 15,000 円以下	A÷2＋2,500
15,000 円超	10,000

※(1) (2)　両方ある場合は、両方の控除額の合計額が控除額になります。(限度額：25,000 円)
※ 同じ保険契約で（1）(2）いずれにも該当する金額がある場合、どちらか一方の控除額を適用します。

寡婦 / ひとり親控除額、勤労学生控除額、障害者控除額

該当する控除額を、「4 所得から差し引かれる金額」の⑰〜⑳に記入。

⑰	寡婦控除	26 万円
⑱	ひとり親控除	30 万円

⑲	勤労学生控除	26 万円

⑳	一般の障害者	26 万円
	特別障害者	30 万円
	同居特別障害者	53 万円

配偶者控除 / 配偶者特別控除額

該当する控除額を、「4 所得から差し引かれる金額」の㉑㉒に記入。

扶養者の合計所得金額 →	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下

配偶者の合計所得金額	合計所得金額に対応する給与収入金額	控除額（単位：万円）		
580,000 円以下	1,230,000 円以下	33	22	11
	※ 下段は老人控除対象配偶者（70 歳以上）	38	26	13
580,000 円超 1,000,000 円以下	1,230,000 円超 1,650,000 円以下	33	22	11
1,000,000 円超 1,050,000 円以下	1,650,000 円超 1,700,000 円以下	31	21	11
1,050,000 円超 1,100,000 円以下	1,700,000 円超 1,750,000 円以下	26	18	9
1,100,000 円超 1,150,000 円以下	1,750,000 円超 1,800,000 円以下	21	14	7
1,150,000 円超 1,200,000 円以下	1,800,000 円超 1,850,000 円以下	16	11	6
1,200,000 円超 1,250,000 円以下	1,850,000 円超 1,903,999 円以下	11	8	4
1,250,000 円超 1,300,000 円以下	1,903,999 円超 1,971,999 円以下	6	4	2
1,300,000 円超 1,330,000 円以下	1,971,999 円超 2,015,999 円以下	3	2	1
1,330,000 円超	2,015,999 円超	0	0	0

※ 扶養者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合、配偶者控除 / 配偶者特別控除は適用できません。
※ 互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

特定親族特別控除額

該当する控除額を、「4 所得から差し引かれる金額」の㉔に記入。

特定親族の合計所得金額	合計所得金額に対応する給与収入金額	控除額（単位：万円）
580,000 円超 950,000 円以下	1,230,000 円超 1,600,000 円以下	45
950,000 円超 1,000,000 円以下	1,600,000 円超 1,650,000 円以下	41
1,000,000 円超 1,050,000 円以下	1,650,000 円超 1,700,000 円以下	31
1,050,000 円超 1,100,000 円以下	1,700,000 円超 1,750,000 円以下	21
1,100,000 円超 1,150,000 円以下	1,750,000 円超 1,800,000 円以下	11
1,150,000 円超 1,200,000 円以下	1,800,000 円超 1,850,000 円以下	6
1,200,000 円超 1,230,000 円以下	1,850,000 円超 1,880,000 円以下	3

※ 特定親族の合計所得金額が 1,230,000 円を超える場合、特定親族特別控除は適用できません。

扶養控除額

該当する控除額を、「4 所得から差し引かれる金額」の㉓に記入。

一般の控除対象扶養親族		33 万円
特定扶養親族		45 万円
老人扶養親族	同居老親等	45 万円
	同居老親等以外	38 万円

※ 被扶養者の合計所得金額が 58 万円を超える場合、扶養控除は適用できません。

基礎控除額

該当する控除額を、「4 所得から差し引かれる金額」の㉕に記入。

合計所得金額	控除額
24,000,000 円以下	43 万円
24,000,000 円超 24,500,000 円以下	29 万円
24,500,000 円超 25,000,000 円以下	15 万円

医療費控除の計算

計算で求めた控除額を、「4 所得から差し引かれる金額」の㉘に記入。

総所得金額等　200 万円未満	控除額＝(支払医療費ー保険等の補てん額)ー総所得金額等 × 5%
総所得金額等　200 万円以上	控除額＝(支払医療費ー保険等の補てん額) ー 10 万円

check 07 提出前に確認!チェックリスト

	申告書	氏名、生年月日、住所、電話番号などの必須項目は記入しましたか?
	番号確認書類	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入りの住民票 …いずれか1点　※ 申告者分のほか、扶養親族等分もお持ちください。 ※ 郵送の場合はコピーを添付してください。
	本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、障害者手帳など …いずれか1点　※ 郵送の場合はコピーを添付してください。

申告する収入がない場合

医療費控除の明細書、生命保険料の控除証明書などは必要ありません。

	配偶者控除 / 配偶者特別控除	添付書類なし。記入を忘れていませんか?
	扶養親族	国外居住の方を扶養親族にする場合 ① 親族関係書類、②送金関係書類 ※ 外国語で作成されている場合、その翻訳文を添付してください。 国内の場合は記入を忘れていないか確認してください。

申告する収入がある場合

○ 収入に関すること

	営業等、農業、不動産	収支内訳書　**代行作成不可**　原本提出
	給与、公的年金等	給与や公的年金等の源泉徴収票
	その他の収入	収入金額と必要経費が分かる資料

○ 控除に関すること

	社会保険料控除	支払った額が分かるもの（領収書や控除証明書など） 源泉徴収票に記載がある場合、源泉徴収票を同封すれば、それぞれの控除にかかる「支払った額が分かるもの」の同封は必要ありません。
	小規模企業共済等掛金控除	
	生命保険料控除	
	地震保険料控除	
	寡婦・ひとり親控除	添付書類なし。記入を忘れていませんか?
	勤労学生控除	学生証など / 専修学校等生徒は学校が交付する証明書
	障害者控除	障害者手帳または障害者控除対象者認定書
	配偶者控除 / 配偶者特別控除	添付書類なし。記入を忘れていませんか?
	扶養控除	国外居住の方を扶養親族にする場合 ① 親族関係書類、②送金関係書類 ※ 外国語で作成されている場合、その翻訳文を添付してください。 国内の場合は記入を忘れていないか確認してください。
	雑損控除	① 被害を受けた住宅等の取得年月日・床面積が分かるもの、② 災害関連支出の金額の明細が分かるもの、③ 保険金等で補てんされる金額が分かるもの、④ り災証明書等の被害を受けたことが分かる証明書
	医療費控除	医療費控除の明細書 / 医療費通知 またはセルフメディケーション税制の明細書　**代行作成不可**　原本提出
	寄附金控除	寄附金の証明書、受領証など

返信用封筒に同封してお送りください

※ コピーが必要な方は、ご自身であらかじめコピーをお取りください。
ご自身の封筒をお使いになる場合は、次の住所までお送りください。
〒360-8601　埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1　熊谷市役所 市民税課 市民税係　宛
問合せ：市民税課　048-524-1111（代表）内線 246、247



